

# 「(仮称)埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例案骨子案」 に対する意見の募集について

「(仮称)埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(案)」の策定にあたり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記の通り県民コメント(パブリックコメント)を募集いたします。

## 記

### 1 ご意見の募集期間

令和5年11月30日(木)10:00～令和5年12月28日(木)17:00

### 2 ご意見の提出方法

#### (1)提出方法

埼玉県議会自由民主党議員団県民コメント専用フォームより提出

※ 県民コメント専用フォームからのご提出ができない方については、メールまたはFAX、郵送等の方法でもご意見をお受けいたしますので、ご相談ください。

### 3 ご意見を提出できる対象の方

#### (1)県内に住所を有する方

#### (2)県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

#### (3)県内に所在する事務所又は事業所に勤務する方

#### (4)県内に所在する学校に在学する方

#### 4 ご意見の取扱い

- (1)「埼玉県議会自由民主党議員団 議員提案政策条例案の策定に係るパブリックコメント手続に関する基本方針」に則り、「(仮称)埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(案)」を策定いたします。
- (2)ご意見に対する個別回答やご提出いただいたご意見については返却いたしませんのであらかじめご了承ください。頂いた御意見の概要と、それに対する考え方などを公表します(プライバシーに関する内容を除きます)。なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、ご了承ください。
- (3)本県民コメントを通してお預かりした個人情報については、「(仮称)埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(案)」の策定にあたってのみ使用し、使用目的以外での利用はいたしません。
- (4)住所及び氏名確認できない方または法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名が確認できない団体の意見は無効となります。
- (5)頂戴したご意見について、条例案策定に際し、プライバシーに関する情報を除いた上で、埼玉県等関係機関へ情報提供する場合がございます。ご提出いただいた際には、関係機関への情報提供に承諾されたものとみなします。
- (6)県民コメントは、県民の賛否を問うために行うものではありません。

#### 5 お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県議会自由民主党議員団 県民コメント担当

TEL 048-822-9509

FAX 048-824-6037

以上

## (仮称) 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例案骨子案

### I 条例制定の背景

近年、県内において、金属スクラップ、使用済みプラスチック等の屋外保管施設が多く立地するようになり、保管に伴う騒音や振動のみならず、不適切な保管による敷地外への崩落や火災の発生など、県民生活の安全に支障をきたす状況が発生している。

一方、金属スクラップ及び使用済みプラスチックは有価物として取引されており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の規制対象となる廃棄物には該当しないため、直接規制する法令等がなく、対応に苦慮する状況が続いている。

そこで、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とした条例を制定しようとするものである。

### II 条例案骨子案

#### 1 規制対象

区 分	内 容
対 象 者	屋外において特定再生資源（※下記の対象保管物をいう。）の保管をする事業（自ら原材料として使用するために保管をするものを除く。）（以下「特定再生資源屋外保管業」という。）を行う者（屋外保管事業場面積 100 m <sup>2</sup> 超）（以下「特定再生資源屋外保管業者」という。）
対象保管物	・使用を終了し、収集された金属、プラスチック製品 ・収集された金属等（製品製造、加工、修理・販売、土木建築工事等に伴い副次的に得られたもの） ※廃棄物、使用済自動車、有害使用済機器を除く。

#### 2 責務等

##### (1) 特定再生資源屋外保管業者

特定再生資源屋外保管事業の用に供する事業場（以下「特定再生資源屋外保管事業場」という。）からの保管物の崩落、特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生等（以下「保管物の崩落等」という。）を未然に防止し、特定再生資源屋外保管業により生活環境の保全に支障が生じないように努める。

##### (2) 土地所有者等（土地所有者又は土地を使用収益する権原を有する者）

特定再生資源屋外保管業を行おうとする者に対して土地を提供しようとするときは、当該者が保管物の崩落等を未然に防止し、特定再生資源屋外保管業により生活環境の保全に支障が生じないようにしていることを確認し、これらが確認できない場合には、当該土地を提供することのないよう努める。

### (3) 県

保管物の崩落等を未然に防止するとともに、特定再生資源屋外保管業により生活環境の保全に支障が生じないようにするため、市町村と連携して特定再生資源屋外保管業の状況を把握するよう努める。

### (4) 市町村への支援

県は、市町村が地域の実情に応じて、特定再生資源の屋外保管について、生活の安全の確保及び生活環境の保全上の支障の防止に関する施策を策定し、又は実施する場合にあっては、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努める。

## 3 事業の許可等

### (1) 事業の許可

特定再生資源屋外保管業を行おうとする者(屋外保管事業場面積 100 m<sup>2</sup>超)は、保管の方法その他の必要な事項を特定再生資源屋外保管事業場ごとに記載した申請書を知事に提出し、許可を受けなければならない。

許可の有効期間は5年とし、更新の許可を受けなければその効力を失う。

### (2) 住民等への周知

許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、住民説明会の開催等によって事業の内容を周知しなければならない。

### (3) 許可の基準

- イ 事業の計画が4(1)の基準に適合するものであること。
- ロ 特定再生資源屋外保管事業場が4(2)の基準に該当するものであること。
- ハ 欠格要件(暴力団員等)に該当しないこと。

### (4) 変更の許可等

許可に係る事項の変更をしようとするときは、原則として、変更の許可を要する。

また、規則で定める軽微な変更をするときや許可に係る特定再生資源屋外保管業を廃止する場合は、事後の届出を要する。

### (5) 台帳の作成及び保存

特定再生資源屋外保管業に関する台帳を作成し、保存すること。

## 4 保管基準等

### (1) 次の基準に適合するものであること。

- イ 特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散、特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さ(規則において勾配比1:2又は5mのいずれか低い方と規定することを想定)を超えないようにすること。
- ロ 特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。

- ハ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- ニ 騒音又は振動によって生活環境の保全に支障が生じないように必要な措置を講ずること。

**(2) 特定再生資源屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。**

- イ 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
- ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合には、囲いが構造耐力上安全であること。
- ハ 特定再生資源に用いられ、又は付着している油が保管等の場所から流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合には、底面被覆、汚水排水対策がされていること。

**(3) 標識の掲示**

特定再生資源屋外保管事業場ごとに、公衆の見やすい場所に規則で定める事項を記載した標識を掲示すること。

**(4) 現場責任者**

特定再生資源屋外保管事業場に現場責任者を置くこと。

**5 行政処分**

知事は、特定再生資源屋外保管業者に対して、以下の行政処分を行うことができる。

区 分	内 容
保管方法の改善命令	許可の条件・基準遵守義務に違反した場合等に、特定再生資源の保管方法等の改善その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
措置命令	許可の条件・基準遵守義務に違反した場合や許可を受けずに事業が行われた場合に、県民の生活の安全上若しくは生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
許可の取消し等	次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は事業の全部又は一部の停止を命ずること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の手段により許可を受けたとき。</li> <li>・条例で定める欠格要件に該当するに至ったとき。</li> <li>・許可の条件に違反したとき。</li> <li>・基準遵守義務に違反したとき。</li> <li>・変更の許可を受けずに事業を行ったとき。</li> <li>・命令に違反したとき。</li> </ul>

## 6 雑則

### (1) 報告徴収

知事は、特定再生資源屋外保管業者に対し、特定再生資源屋外保管業に関し、必要な報告を求めることができる。

### (2) 立入検査

知事は、県職員に、特定再生資源屋外保管事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の検査や関係者に質問をさせることができる。

### (3) 指導及び助言

知事は、特定再生資源屋外保管業を行おうとする者に対し、必要な指導及び助言を行う。

### (4) 許可等に係る意見聴取

知事は、暴力団関係者の有無を調査するため、許可をしようとするときは、県警本部長の意見を聴くものとし、許可の取り消し又は停止の命令をしようとするときは、県警本部長の意見を聴くことができる。

### (5) 手数料

特定再生資源屋外保管業の許可を受けようとする者は、申請の際に、条例で定める手数料を納めなければならない。

### (6) 適用除外

国又は地方公共団体が特定再生資源屋外保管業を行う場合は、条例の規定は適用しない。

### (7) 市町村との関係

市町村が、この条例の趣旨に則した条例を定めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

## 7 罰則

### (1) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- イ 無許可又は変更の許可を受けないで事業を行った者
- ロ 不正の手段により、許可又は変更許可を受けた者
- ハ 命令に違反した者

### (2) 30万円以下の罰金

- イ 廃業等の届出をしない又は虚偽の届出をした者
- ロ 報告をしない又は虚偽の報告をした者
- ハ 立入検査を拒否等した者

### (3) 両罰規定

法人の代表者等に対しても罰金刑を定める。

## 8 経過措置

条例施行の際、現に特定再生資源屋外保管業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して1年間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定再生資源屋外保管業を行うことができる。